別添2－1

小清水町下水道事業経営戦略

団　　体　　名　：　小清水町

事　　業　　名　：　農業集落排水事業

策　　定　　日　：　令和　7　年　3　月

計　画　期　間　：　令和　7　年度　～　令和　16　年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成3年度 (33年間経過)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適用 (一部適用)
処理区域内人口密度	8.88人/ha(R5末)	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	本町の下水道事業は、小清水地区，浜小清水地区，止別地区について農業集落排水事業で整備しており、 3処理区を有している。		
処理場数	本町の下水道事業は、小清水地区，浜小清水地区，止別地区について農業集落排水事業で整備しており、 それぞれの地区に処理施設を有しているため、処理場数は3箇所となっている。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化及び共同化については、下記に該当する構想や地域ではないため、実施されていない。 最適化については、「全道みな下水道構想Ⅲ」に準じた適切な処理区域となっている。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方

本町の下水道使用料金は、令和2年4月1日に改定し、現行の料金体系は以下に示すとおりである。

【農業集落排水施設使用料の算定基準(水道水の場合)】

用途別種類/区別	基本料金 数量	基本料金 金額	超過料金 (1m³につき)
家庭用	8m³まで	1,560円	180円
家庭用(高齢者)	8m³まで	1,310円	180円
官公署団体用	16m³まで	3,580円	200円
営業用	16m³まで	3,750円	210円
浴場営業用	80m³まで	7,810円	120円
病院用	240m³まで	17,810円	60円
臨時用	8m³まで	4,210円	290円

上記使用料は消費税を含む

【農業集落排水施設使用料の算定基準(水道水以外の場合)】

用途別	基本料金 (1家庭2人まで)	超過料金 (1人増える毎)
一般家庭用	1,560円	900円
一般家庭用(高齢者)	1,310円	900円

上記使用料は消費税を含む

業務用使用料体系の概要・考え方

その他の使用料体系の概要・考え方

条例上の使用料*2 (20㎥あたり) ※過去3年度分を記載			実質的な使用料*3 (20㎥あたり) ※過去3年度分を記載		
令和3年度	3,720	円	令和3年度	3,639	円
令和4年度	3,720	円	令和4年度	3,654	円
令和5年度	3,720	円	令和5年度	3,651	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎥あたりの使用料をいう。
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎥を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職　員　数	1人（損益勘定所属職員：その他）
事 業 運 営 組 織	本町の下水道事業は、建設課上下水道係で所管されている。 建設課においては、下水道事業のほかに道路及び河川、住宅及び建築、公営住宅、建設機械、簡易水道に関する事項も所管しており、他事業と連携して効率的な管理・運営を行っている。

（2）民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	処理場の維持管理は年間委託を実施しており、管路、マンホールポンプ所の定期清掃などの対応の際には、その都度民間委託により対応を図っている。
	イ 指定管理者制度	下水道事業は、住民生活に直結する事業であり、指定管理者制度を利用した民間の管理・運営にはなじまないものと考えて、本町では検討していない。
	ウ PPP・PFI	本町では、大規模な新規整備や改築更新事業は無く、PPP・PFIに該当するような事業は現段階では無い。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等） *4	本町の下水道事業は小規模であるため、エネルギー利用については効果が小さく、費用が高価となる傾向にある。そのため、エネルギー利用については実施していない状況にある。
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等） *5	本町の下水道事業において、未利用土地は無い。また、小規模であるため、施設の汎用性も低く、活用できるような施設を有していないため、土地・施設等の利用は実施していない状況にある。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

（3）経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

別添のとおりである。

経営比較分析表（令和5年度決算）

北海道　小清水町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F1	非設置
資金不足比率(%)	**自己資本構成比率(%)**	**普及率(%)**	**有収率(%)**	**1か月20m³当たり家庭料金(円)**
-	84.83	62.70	91.68	3,720

人口（人）	面積(km²)	人口密度(人/km²)
4,415	286.89	15.39
処理区域内人口(人)	**処理区域面積(km²)**	**処理区域内人口密度(人/km²)**
2,745	3.09	888.35

グラフ凡例
- ■ 当該団体値（当該値）
- ー 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

①経常収支比率(%)　【104.44】

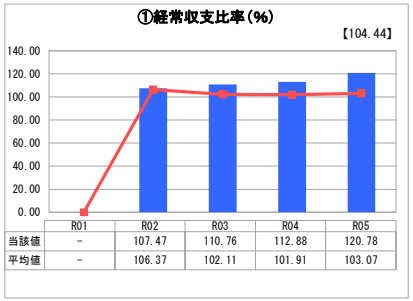

	R01	R02	R03	R04	R05
当該値	-	107.47	110.76	112.88	120.78
平均値	-	106.37	102.11	101.91	103.07

②累積欠損金比率(%)　【124.06】

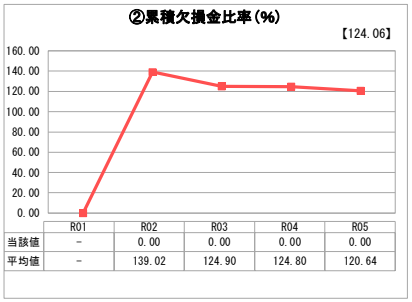

	R01	R02	R03	R04	R05
当該値	-	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	-	139.02	124.90	124.80	120.64

③流動比率(%)　【42.02】

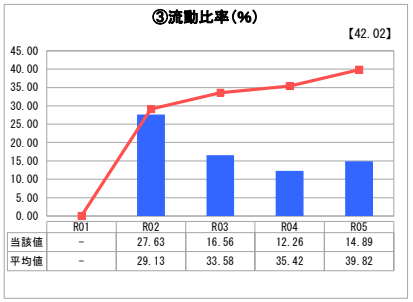

	R01	R02	R03	R04	R05
当該値	-	27.63	16.56	12.26	14.89
平均値	-	29.13	33.58	35.42	39.82

④企業債残高対事業規模比率(%)　【785.10】

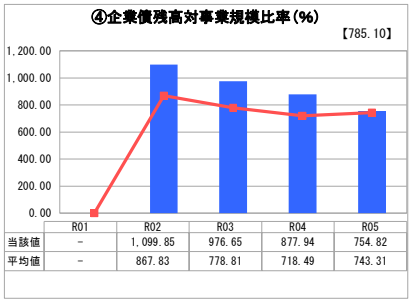

	R01	R02	R03	R04	R05
当該値	-	1,099.85	976.65	877.94	754.82
平均値	-	867.83	778.81	718.49	743.31

⑤経費回収率(%)　【56.93】

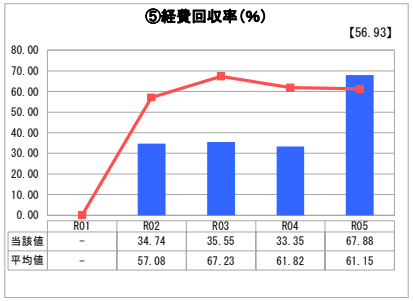

	R01	R02	R03	R04	R05
当該値	-	34.74	35.55	33.35	67.88
平均値	-	57.08	67.23	61.82	61.15

⑥汚水処理原価(円)　【271.15】

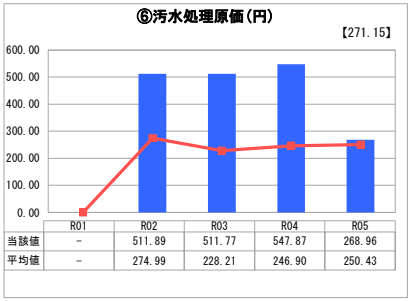

	R01	R02	R03	R04	R05
当該値	-	511.89	511.77	547.87	268.96
平均値	-	274.99	228.21	246.90	250.43

⑦施設利用率(%)　【49.87】

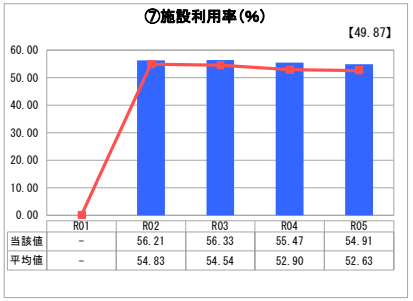

	R01	R02	R03	R04	R05
当該値	-	56.21	56.33	55.47	54.91
平均値	-	54.83	54.54	52.90	52.63

⑧水洗化率(%)　【87.54】

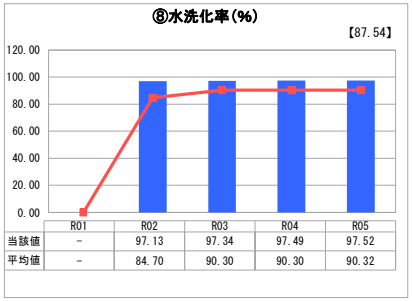

	R01	R02	R03	R04	R05
当該値	-	97.13	97.34	97.49	97.52
平均値	-	84.70	90.30	90.30	90.32

2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率(%)　【28.42】

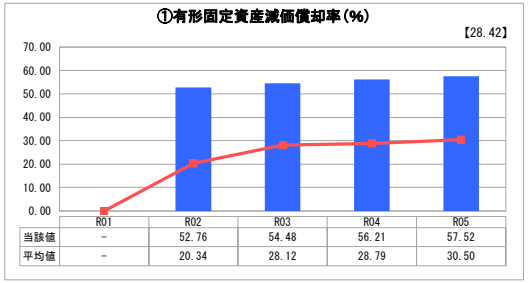

	R01	R02	R03	R04	R05
当該値	-	52.76	54.48	56.21	57.52
平均値	-	20.34	28.12	28.79	30.50

②管渠老朽化率(%)　【0.08】

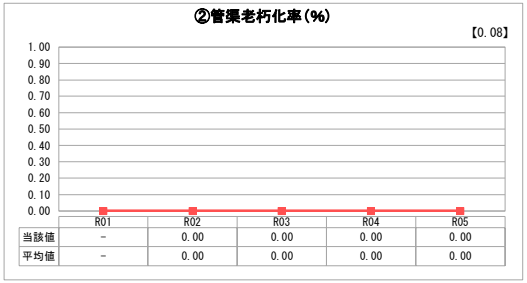

	R01	R02	R03	R04	R05
当該値	-	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	-	0.00	0.00	0.00	0.00

③管渠改善率(%)　【0.02】

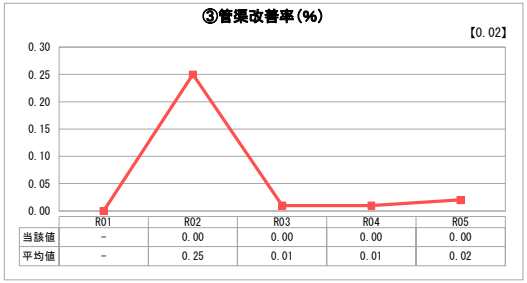

	R01	R02	R03	R04	R05
当該値	-	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	-	0.25	0.01	0.01	0.02

※　「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみの類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

令和２年度から公営企業会計に移行している。
①経常収支比率は、類似団体平均値とほぼ同程度に推移しており、②累積欠損も発生していない。
③流動比率が、起債償還の償還額のピークを迎えていることより、ここ数年は低値で推移している。
④企業債残高対給水収益比率は、減少傾向にあり、今後も計画的な施設施設投資が必要である。
⑤経費回収率、⑥汚水処理原価については、ほぼ類似団体の平均的な値であるが、今後の物価上昇、人件費高騰を考慮した上での対策が必要となる。
⑦施設利用率は、季節により汚水排出量の変動はあるが、今後、人口の減少に伴う総排出量の減少が見込まれる。
⑧水洗化率については、97.52%であり今後も微増して行くものと思われる。

2. 老朽化の状況について

現時点において管渠は比較的新しいことから、更新を実施していない状況にある。
老朽化が進んだ汚水処理場の設備更新は完了しているが、今後の更新・維持管理については、令和元年度に策定した最適整備構想に基づき、計画的に進めることとしている。

全体総括

使用料収入のみでは賄えておらず、経営改善に向けた取組が必要である。
起債償還がここ４～５年がピークになり減少していくが、今後更新を必要とする施設が出てくるので、令和元年度に策定した最適整備構想を参考にしながら、令和６年度に改定する経営戦略に基づき適正な施設の更新を図るとともに、財務情報を踏まえた経営分析や適切な資産管理のもと、経営の効率化を図ることが必要である。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

人口ビジョン(令和元年度見直し版)で推計された町独自の
行政区域内人口に、普及率(直近5年平均)を乗じて求めた。
令和7年以降、処理区域内人口は緩やかに減少していく。

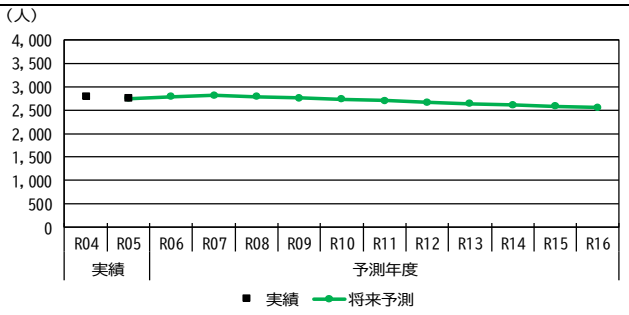

(2) 有収水量の予測

処理区域内人口に水洗化率を乗じて、水洗化人口を算出した。
算定した水洗化人口に、一人当たり有収水量(直近5年平均)を
乗じることで有収水量を求めた。
処理区域内人口の減少に伴い、有収水量も緩やかに減少する
予測である。

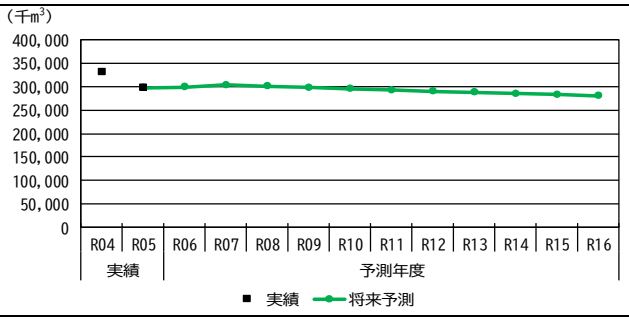

(3) 使用料収入の見通し

水洗化人口に一人当たり使用料(直近5年平均)を乗じて
求めた。
処理区域内人口及び水洗化人口のの減少に伴い、
使用料収入も減少する予測である。
参考として、令和8年度および令和13年度に料金改定を
行った場合の見通しを付した。

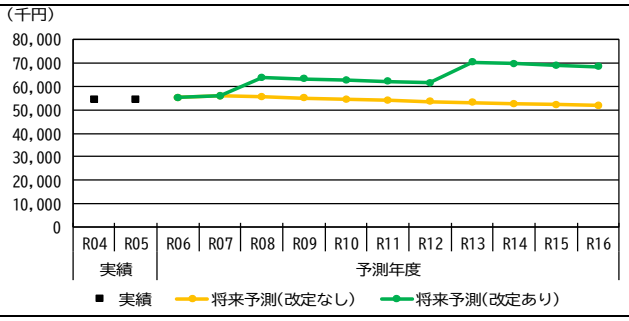

(4) 施設の見通し

処理場施設(主に機械・電気設備)は耐用年数を超過するものがあるため、最適整備構想に基づき劣化状況も踏まえ順次更新を実施する予定である。

(5) 組織の見通し

下水道事業特別会計は、現在職員数を最低限の1名とし、人件費の削減に努めている。

3. 経営の基本方針

小清水町の農業集落排水事業は、市街地3地区を区域として健康で快適な生活環境の実現と公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図っている。
近年は少子高齢化や人口減少等の課題により厳しい経営環境となっているが、料金体系の見直しや、民間委託の継続による経費節減を図ることで、今後の農業集落排水事業を効率的かつ健全に努めていく。
また、老朽化した施設等の更新など建設改良に係る資金調達に関しては、有利な条件となる補助事業や企業債などを活用し、財政負担の軽減を図る。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画):別 紙 の と お り

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目　　標	最適整備構想に基づいた老朽化対策を中心に、必要な投資を効率的・効果的に行っていく。

本町の農業集落排水事業は、平成17年度に概ね整備が完了し、現在の整備率は約100%である。
今後は、供用開始から33年が経過していることから、処理場施設の機械・電気設備の改築更新事業がメインとなる。
計画期間中(令和7～16年度)は、以下の投資を見込むものとする。

(1)処理場施設の改築更新
　計画期間(R7～R16)の10年間で約1,170,000千円を見込む。
(2)管路の改築更新
　計画期間(R7～R16)の10年間で約50,000千円を見込む。
(3)中継ポンプ所の改築更新
　計画期間(R7～R16)の10年間で約50,000千円を見込む。
(4)マンホール蓋の改築更新
　計画期間(R7～R16)の10年間で約190,000千円を見込む。

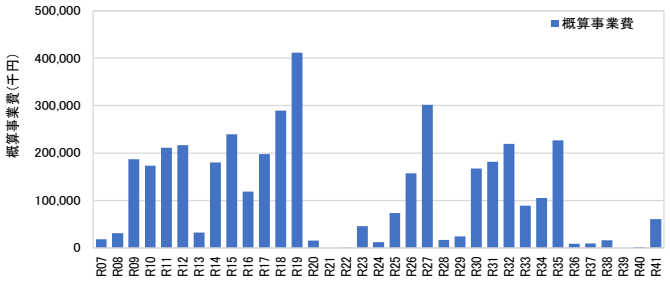

② 収支計画のうち財源についての説明

目　　標	令和7年度及び令和12年度に使用料改定の検討を行い、経費回収率の改善を図る。

現状の下水道使用料では経費回収率は100%を下回り、下水道使用料で賄えない汚水処理に要する経費の一部を一般会計繰入金で補填している。
今後は、令和7年度及び令和12年度に使用料改定の検討を行い、その後も定期的に使用料改定の検討を行っていく予定である。
本経営戦略では、使用料単価を令和8年度に210円/m3(税抜)、令和13年度に241円/m3(税抜)に改定するものとして、財政計画を策定した。
収支不足分に対しては、一般会計繰入金で補填を行い、収支を均衡させる。
資産維持費は、安定経営が達成されたのちに検討するため、本計画では考慮していない。
なお、中長期の試算を行った結果、人口減少に伴い使用料収入が減少していくため、経営戦略計画期間後の事業経営は厳しくなることが予想される。

(1)下水道使用料
　計画期間中(R7～R16)の10年間で約646,174千円を見込む。
(2)国庫補助金
　計画期間中(R7～R16)の10年間で約799,988千円を見込む。
(3)起債
　計画期間中(R7～R16)の10年間で約799,763千円を見込む。
(4)一般会計繰入金
　計画期間中(R7～R16)の10年間で約426,570千円を見込む。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費(修繕費、委託料など)は、令和5年度実績を基に昨今の物価上昇等を考慮した。
人件費に関しては、組織や人員体制の変更はないものと考え、現状の給与費を基に人件費上昇を考慮した。

本町の農業集落排水事業の投資以外の経費としては、維持管理費を見込む。
(1)管渠の維持管理費
　計画期間中(R7～R16)の10年間で約3,830千円を見込む。
(2)処理場施設の維持管理費
　計画期間中(R7～R16)の10年間で約404,644千円を見込む。
(3)その他の維持管理費
　計画期間中(R7～R16)の10年間で約94,901千円を見込む。

様式第2号（法適用企業・収益的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円，％）

区分	年度	前々年度（決算）	前年度（決算見込）	本年度（令和7年度）	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支 収益的収入	1．営業収益 (A)	54,433	58,219	56,036	63,860	63,300	62,742	62,187	61,636	70,269	69,678	69,093	68,513
	(1) 料金収入	54,301	58,138	55,922	63,746	63,186	62,628	62,073	61,522	70,155	69,564	68,979	68,399
	(2) 受託工事収益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) その他	132	81	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114
	2．営業外収益	132,583	138,994	125,572	127,186	124,047	131,654	144,118	157,369	170,157	169,842	179,578	193,360
	(1) 補助金	8,007	15,391	4,830	5,397	0	0	0	0	0	0	0	0
	他会計補助金	8,007	15,391	4,830	5,397	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入	74,747	74,827	78,084	79,131	81,389	88,996	101,460	114,711	127,499	127,184	136,920	150,702
	(3) その他	49,829	48,776	42,658	42,658	42,658	42,658	42,658	42,658	42,658	42,658	42,658	42,658
	収入計 (C)	187,016	197,213	181,608	191,046	187,347	194,396	206,305	219,005	240,426	239,520	248,671	261,873
収益的収支 収益的支出	1．営業費用	149,944	167,608	158,249	160,620	164,258	173,305	187,224	202,551	217,685	220,175	231,691	246,907
	(1) 職員給与費	4,240	4,742	4,473	4,498	4,524	4,549	4,575	4,601	4,627	4,654	4,681	4,708
	基本給	2,373	2,446	2,411	2,430	2,449	2,468	2,488	2,507	2,527	2,547	2,567	2,588
	退職給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1,867	2,296	2,062	2,068	2,075	2,081	2,087	2,094	2,100	2,107	2,114	2,120
	(2) 経費	35,432	52,513	39,162	40,461	41,815	43,230	44,708	46,251	47,863	49,547	51,305	53,145
	動力費	11,336	13,970	11,678	11,854	12,031	12,212	12,395	12,581	12,770	12,961	13,156	13,353
	修繕費	836	5,225	862	875	888	901	915	928	942	956	971	985
	材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	23,260	33,318	26,622	27,732	28,896	30,117	31,398	32,742	34,151	35,630	37,178	38,807
	(3) 減価償却費	110,272	110,353	114,614	115,661	117,919	125,526	137,941	151,699	165,195	165,974	175,705	189,054
	2．営業外費用	4,901	4,919	4,495	4,069	3,811	5,298	6,699	8,594	10,641	10,734	12,458	14,780
	(1) 支払利息	4,752	4,210	3,640	3,214	2,956	4,443	5,844	7,739	9,786	9,879	11,603	13,925
	(2) その他	149	709	855	855	855	855	855	855	855	855	855	855
	支出計 (D)	154,845	172,527	162,744	164,689	168,069	178,603	193,923	211,145	228,326	230,909	244,149	261,687
	経常損益 (C)-(D) (E)	32,171	24,686	18,864	26,357	19,278	15,793	12,382	7,860	12,100	8,611	4,522	186
特別利益 (F)		782	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失 (G)		776	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損益 (F)-(G) (H)		6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)		32,177	24,686	18,864	26,357	19,278	15,793	12,382	7,860	12,100	8,611	4,522	186
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		80,926		18,864	45,221	64,499	80,292	92,674	100,534	112,634	121,245	125,767	125,953
流動資産 (J)		11,624	10,281	0	0	8,969	17,601	39,116	68,872	104,821	146,406	185,534	206,978
うち未収金		1,468	162	162	162	162	162	162	162	162	162	162	162
流動負債 (K)		72,948	3,165	3,165	3,165	3,165	3,165	3,165	3,165	3,165	3,165	3,165	3,165
うち建設改良費分		66,979	2,957	2,957	2,957	2,957	2,957	2,957	2,957	2,957	2,957	2,957	2,957
うち一時借入金													
うち未払金		5,969	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208
累積欠損金比率（$\frac{(I)}{(A)-(B)}\times 100$）		149	0	34	71	102	128	149	163	160	174	182	184
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)		54,433	58,219	56,036	63,860	63,300	62,742	62,187	61,636	70,269	69,678	69,093	68,513
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

様式第2号（法適用企業・資本的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円）

区分	年度	前々年度（決算）	前年度（決算見込）	本年度（令和7年度）	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
資本的収入	資本的収入 1．企業債	0	0	10,490	17,826	106,016	98,399	119,956	123,027	18,478	102,451	135,786	67,334
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2．他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3．他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4．他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5．他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6．国（都道府県）補助金	0	0	10,490	17,826	106,049	98,399	119,956	123,027	18,478	102,642	135,786	67,334
	7．固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8．工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9．その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	0	0	20,980	35,652	212,065	196,798	239,912	246,054	36,956	205,093	271,572	134,668
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	0	0	20,980	35,652	212,065	196,798	239,912	246,054	36,956	205,093	271,572	134,668
資本的支出	1．建設改良費	0	0	20,980	35,653	212,066	196,799	239,913	246,053	36,956	205,093	271,571	134,669
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2．企業債償還金	67,465	66,690	66,533	64,345	55,512	51,741	37,163	25,158	15,359	14,197	15,288	22,604
	3．他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4．他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5．その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	67,465	66,690	87,513	99,998	267,578	248,540	277,076	271,211	52,315	219,290	286,859	157,273
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E) (D)-(C)		67,465	66,690	66,533	64,346	55,513	51,742	37,164	25,157	15,359	14,197	15,287	22,605
補塡財源	1．損益勘定留保資金	45,681	45,645	36,368	36,368	45,337	43,692	27,350	15,092	13,848	5,817	4,178	17,096
	2．利益剰余金処分額	32,177	24,686	18,864	26,357	19,278	15,793	12,382	7,860	12,100	4,522	4,522	186
	3．繰越工事資金												
	4．その他	0	0	858	1,458	8,673	8,050	9,814	10,065	1,511	8,380	11,109	5,509
	計 (F)	77,858	70,331	56,090	64,183	73,288	67,535	49,546	33,017	27,459	18,719	19,809	22,791
補塡財源不足額 (E)-(F)				10,443	163								
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)		478,346	410,881	354,838	308,319	358,824	405,482	488,276	586,144	589,263	677,518	798,015	842,746

○他会計繰入金

（単位：千円）

区分	年度	前々年度（決算）	前年度（決算見込）	本年度（令和7年度）	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支分		57,836	64,165	47,487	48,054	42,657	42,657	42,657	42,657	42,657	42,657	42,657	42,657
	うち基準内繰入金	49,829	48,774	42,657	42,657	42,657	42,657	42,657	42,657	42,657	42,657	42,657	42,657
	うち基準外繰入金	8,007	15,391	4,830	5,397	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分		0	7,477	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	0	7,477	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		57,836	71,642	47,487	48,054	42,657	42,657	42,657	42,657	42,657	42,657	42,657	42,657

（3）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

（1）において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

＊（1）において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

＊ 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化については近隣市町村との連携が必要であるため、必要に応じて検討を実施する。最適化については、一部処理区の統合や廃止を今後は検討する予定である。
投資の平準化に関する事項	最適整備構想を基に、リスクとサービスレベルを考慮した投資計画を検討することで、投資の平準化を図るものとする。
民間活力の活用に関する事項（PPP/PFIなど）	事業の規模や今後の事業量等を考慮すると、本町単独での民間活力の活用については困難であるため、近隣市町村との共同化の検討と併せて検討を行うものとする。
その他の取組	本町の農業集落排水事業の整備は、概ね完了しており、今後は改築更新が発生する見込みである。最適整備構想等を踏まえて、適切に改築更新を行うものとする。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	本町では、定期的に下水道使用料の検討を行っており、必要に応じて改定を実施しているため、これまでどおりの対応を行うものとする。
資産活用による収入増加の取組について	本町の農業集落排水事業では、活用可能な資産を有していないため、将来においても資産活用による収入増加は見込まない。
その他の取組	実質収支が赤字になるなど、財源が収支計画どおり確保できない場合には、資本費平準化債等の活用について検討する。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）	事業の規模や今後の事業量等を考慮すると、本町単独での民間活力の活用については困難であるため、近隣市町村との共同化の検討と併せて検討を行うものとする。
職員給与費に関する事項	現在は、町長部局内に組織があり、町全体での職員給与に関する事項を検討した結果を反映するものとしている。
動力費に関する事項	近年の電力料金の動向を踏まえて設定（毎年1.5%の上昇）をしているが、設定値を大幅に上回る場合には、収支計画を見直すものとする。
薬品費に関する事項	近年の物価上昇の動向を踏まえて設定（毎年1.5%の上昇）をしているが、設定値を大幅に上回る場合には、収支計画を見直すものとする。
修繕費に関する事項	最適整備構想を基に、ライフサイクルコストの最小化による対応（修繕・改築）を実施する。
委託費に関する事項	近年の人件費上昇の動向を踏まえて設定（毎年5%の上昇）をしているが、設定値を大幅に上回る場合には、収支計画を見直すものとする。
その他の取組	改築・更新において、設備等を取り替える際には省エネ機器を導入して、経費の削減に取り組むものとする。

5．経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	原則として、毎年度の決算終了後に確認（実質収支）を行う。中間年度（令和11年度）には将来の見通しについて大きく変更がないかを検証して、5年に1回程度の見直しを実施する。